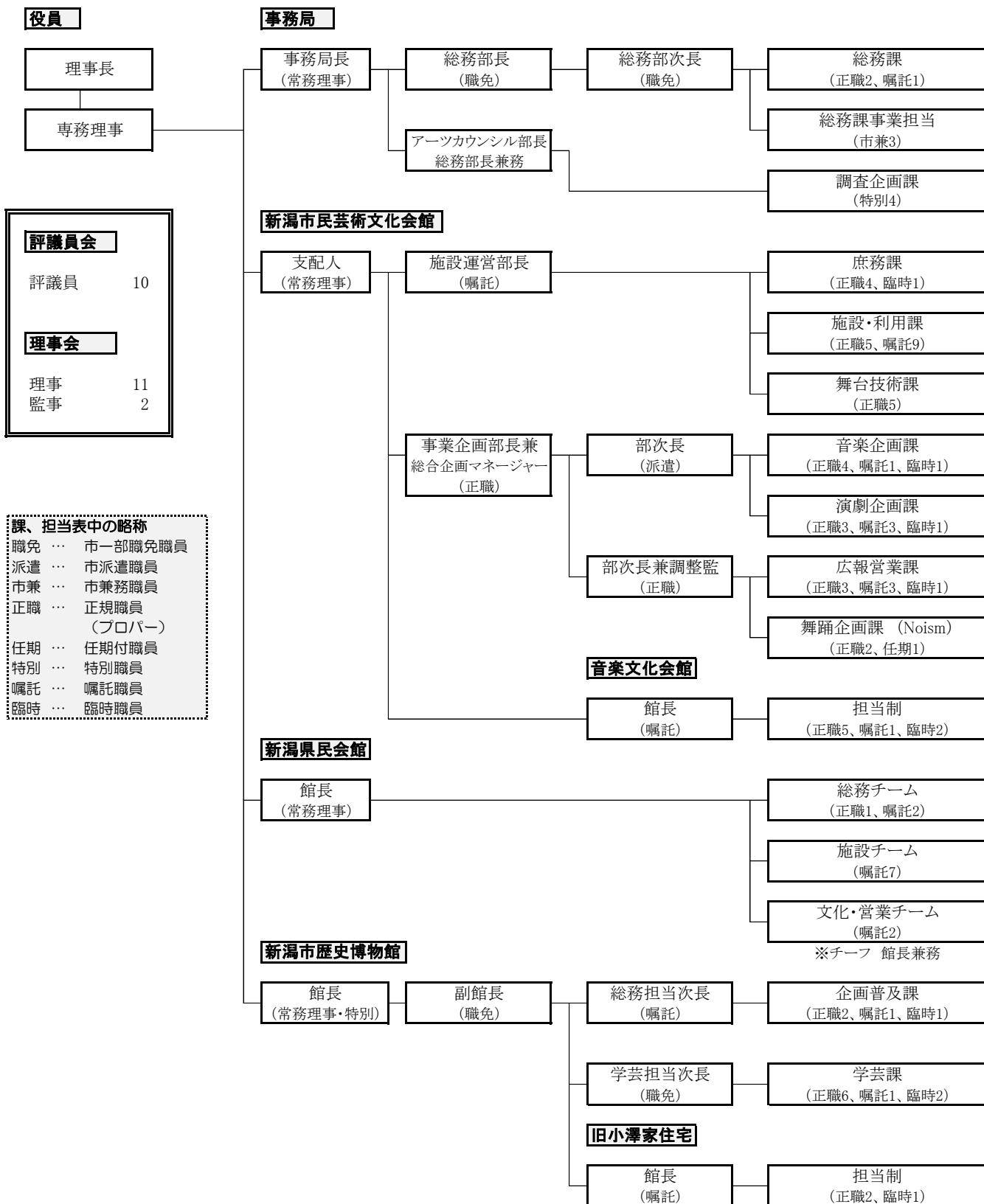


II 組 織

1 組織及び職員

R5.7.1現在



(単位:人)

| 区分 | 事務局 | 芸術文化会館 | 音楽文化会館 | 県民会館 | 歴史博物館 | 旧小澤家住宅 | 合計 |
|---------|-----|--------|--------|------|----------|--------|-----|
| 役員 | 3 | 1 | | 1 | 1 | | 6 |
| 市一部職免職員 | 2 | | | | | 2 | 4 |
| 市派遣職員 | | 1 | | | | | 1 |
| 市兼務職員 | 3 | | | | | | 3 |
| 正規職員 | 2 | 28 | 5 | 1 | 8 | 2 | 46 |
| 任期付職員 | | 1 | | | | | 1 |
| 特別職員 | 4 | | | | (役員兼務 1) | | 4 |
| 嘱託職員 | 1 | 17 | 2 | 11 | 3 | 1 | 35 |
| 臨時職員 | | 4 | 2 | | 3 | 1 | 10 |
| 合計 | 15 | 52 | 9 | 13 | 17 | 4 | 110 |

2 事務分掌

事務局

＜総務部＞

- 財団の運営に関する事項
- 文化的な環境の充実及び文化活動の活性化事業に関する事項

[総務課]

- ・理事会及び評議員会に関すること
- ・予算、資金計画及び決算に関すること
- ・会計及び契約に関すること（芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館、旧小澤家住宅に係るものを除く。）
- ・定款及び規程等の制定改廃に関すること
- ・財産の取得、維持管理及び処分に関すること
- ・財団印及び職印の管理に関すること
- ・職員の人事、服務及び給与に関すること
- ・庶務に関する事項（芸術文化会館、音楽文化会館、県民会館、歴史博物館、旧小澤家住宅に係るものを除く。以下において同じ。）
- ・主催事業の企画・実施に関する事項
- ・支援・助成事業に関する事項
- ・事業の共催、協賛及び後援に関する事項
- ・広報に関する事項
- ・表彰に関する事項
- ・財団内で他の所管に属さない事項

＜アーツカウンシル部＞

- アーツカウンシルの運営に関する事項

[調査企画課]

- ・文化芸術活動の相談、調査、情報発信、企画立案に関する事項

市民芸術文化会館

＜施設運営部＞

- 芸術文化会館の施設運営に関する事項

[庶務課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第6号に基づく指定管理に関する事項
- ・芸術文化会館の資産の管理に関する事項
- ・芸術文化会館の会計及び契約に関する事項
- ・芸術文化会館の庶務に関する事項
- ・音楽文化会館との業務の調整に関する事項

[舞台技術課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第4号（ただし、舞台設備に関する事項に限る）の維持管理に基づく指定管理に関する事項
- ・芸術文化会館の舞台の運営及び舞台設備の操作に関する事項
- ・芸術文化会館の舞台設備に関する委託業務の監督、指導等に関する事項

[施設・利用課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第1号から第3号に基づく指定管理に関する事項
- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第4号（ただし、舞台設備を除く）に基づく指定管理に関する事項
- ・使用者、来館者へのサービス業務に関する事項

<事業企画部>

○芸術文化会館（音楽文化会館を含む）の事業運営に関する事項

[音楽企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第5号に定める音楽に関する事業の企画、実施に関する事項
- ・音楽の振興及び普及に関する事項
- ・音楽に係る人材育成に関する事項
- ・音楽事業の共催に関する事項
- ・音楽事業の広報に関する事項

[演劇企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第5号に定める演劇及び伝統芸能に関する事業の企画、実施に関する事項
- ・演劇及び伝統芸能の振興及び普及に関する事項
- ・演劇及び伝統芸能に係る人材育成に関する事項
- ・演劇事業の共催に関する事項
- ・演劇及び伝統芸能事業の広報に関する事項

[舞踊企画課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第5号に定める舞踊に関する事業の企画、実施に関する事項
- ・舞踊の振興及び普及に関する事項
- ・舞踊に係る人材育成に関する事項
- ・レジデンシャル芸術監督に関する事項
- ・舞踊事業の共催に関する事項
- ・舞踊事業の広報に関する事項

[広報営業課]

- ・新潟市民芸術文化会館条例第18条第5号に定める広報営業に関する事業に関する事項
- ・広報宣伝・プロモーションに関する事項
- ・票券に関する事項
- ・友の会・顧客に関する事項

<音楽文化会館>

○音楽文化会館の運営に関する事項

- ・新潟市音楽文化会館条例第18条に基づく指定管理に関すること
- ・音楽文化会館の施設、設備の利用申請受付事務及び使用料徴収事務に関するこ
- ・音楽文化会館の施設、設備の維持管理に関するこ
- ・音楽文化会館の舞台設備の操作に関するこ
- ・音楽文化会館の委託業務の監督、指導等に関するこ
- ・音楽文化会館の会計及び契約に関するこ
- ・音楽文化会館の庶務に関するこ

<県民会館>

○県民会館の施設・事業運営に関する事項

[総務チーム]

- ・新潟県民会館条例第14条第1号に基づく指定管理に関するこ(同条同号が準用する同条例第2条第3号、第4号の事業に限る)
- ・県民会館施設チームに係る委託業務以外の委託業務の監督、指導等に関するこ
- ・県民会館の資産の管理に関するこ
- ・県民会館の会計及び契約に関するこ
- ・県民会館の庶務に関するこ
- ・公立文化施設の連携に関するこ

[施設チーム]

- ・新潟県民会館条例第14条第1号に基づく指定管理に関するこ(同条同号が準用する同条例第2条第1号の事業に限る)
- ・新潟県民会館条例第14条第2号から第4号に基づく指定管理に関するこ
- ・使用料の納付期日の決定及び免除に関するこ
- ・使用者、来館者へのサービス業務に関するこ
- ・県民会館の施設・設備の維持管理に係る委託業務の監督、指導等に関するこ
- ・県民会館の舞台設備の操作に関するこ
- ・県民会館の舞台設備の維持管理に関するこ

[文化・営業チーム]

- ・新潟県民会館条例第14条第1号に基づく指定管理に関するこ(同条同号が準用する同条例第2条第2号、第4号の事業に限る)
- ・施設及び文化事業についての広報、営業に関するこ
- ・県民会館の文化自主事業の票券に関するこ
- ・情報収集提供事業の企画、実施に関するこ

歴史博物館

<企画普及課>

- ・新潟市歴史博物館条例第19条に基づく、指定管理者の業務に関すること
- ・旧新潟税関庁舎等管理条例第13条に基づく、指定管理者の業務に関すること
- ・歴史博物館の委託業務の監督、指導等に関すること
- ・歴史博物館の広報、施設普及及び企画に関すること
- ・旧新潟税関庁舎等の公開及び管理に関すること
- ・歴史博物館運営協議会に関すること
- ・歴史博物館の資産の管理に関すること
- ・歴史博物館の会計及び契約に関すること
- ・歴史博物館の庶務に関すること

<学芸課>

- ・新潟市域等の歴史資料の調査・研究に関すること
- ・新潟市域等の歴史資料の収集・保存に関すること
- ・調査・研究に基づく展示、教育普及活動の実施に関すること
- ・新潟市域等の歴史・文化に関する相談と情報提供に関すること
- ・その他歴史博物館の専門的事項に関すること
- ・新潟市歴史博物館条例第19条に基づき、歴史博物館の管理上、市長が必要と認める業務
- ・旧新潟税関庁舎等管理条例第13条に基づき、旧新潟税関庁舎等の管理上、市長が必要と認める業務

<旧小澤家住宅>

- ・新潟市文化財旧小澤家住宅条例第20条に基づく、指定管理者の業務に関すること
- ・旧小澤家住宅の委託業務の監督、指導等に関すること
- ・旧小澤家住宅の広報、施設普及及び企画に関すること
- ・旧小澤家住宅の展示及び教育普及活動の実施に関すること
- ・旧小澤家住宅の会計及び契約に関すること
- ・旧小澤家住宅の庶務に関すること